

平成26年2月議会 議案説明資料

○予算議案	ページ
1. 平成26年2月議会 補正予算案港湾局集計表	1
2. 議案第1号 平成25年度福岡市一般会計補正予算案(第4号)	3
3. 議案第6号 平成25年度福岡市港湾整備事業特別会計補正予算案(第3号)	13
○条例議案	
4. 議案第19号 博多港港湾施設管理条例の一部を改正する条例案	24
5. 議案第20号 博多港国際ターミナル条例の一部を改正する条例案	28
6. 議案第21号 博多港入港料条例の一部を改正する条例案	30
7. 議案第22号 福岡市営渡船条例の一部を改正する条例案	32
○一般議案	
8. 議案第34号 港湾施設の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について	34

港 湾 局

○予算議案

1 平成26年2月議会 補正予算案

区分	補正前の額 (A)						補		
	予算額	財源内訳					予算額	特	
		特定財源			当該事業等 財源	一般財源			国 支 出 金
		国 支 出	県 金	市債					
一般会計	7,979,598	903,182	2,095,000	1,817,182	-	3,164,234	788,692	302,666	
		計 4,815,364							
港湾整備事業 特別会計	23,818,460	41,300	6,660,000	158,499	16,958,661	-	△4,164,917	-	
		計 6,859,799							
市営渡船事業 特別会計	1,295,552	139,635	19,000	43,902	1,093,015 (内一般会計繰入金 737,354千円)	-	-	-	
		計 202,537							
合計	33,093,610	1,084,117	8,774,000	2,019,583	18,051,676	3,164,234	△3,376,225	302,666	
		計 11,877,700							

港湾局集計表

(単位:千円)

正 額 (B)				計 (A+B)						
財 源 内 訳				予 算 額	財 源 内 訳					
定 財 源		当 該 事 業 等 財 源	一 般 財 源		特 定 財 源			当 該 事 業 等 財 源	一 般 財 源	
市 債	そ の 他				国 支 出	県 金	市 債			そ の 他
456,000	692	-	29,334	8,768,290	1,205,848	2,551,000	1,817,874	-	3,193,568	
計 759,358					計 5,574,722					
△1,182,000	17,848	△3,000,765	0	19,653,543	41,300	5,478,000	176,347	13,957,896	-	
計 △1,164,152					計 5,695,647					
-	-	-	-	1,295,552	139,635	19,000	43,902	1,093,015	-	
計 -					計 202,537			(内一般会計繰入金 737,354千円)		
△726,000	18,540	△3,000,765	29,334	29,717,385	1,386,783	8,048,000	2,038,123	15,050,911	3,193,568	
計 △ 404,794					計 11,472,906					

2 議案第 1 号

平成 25 年度 福岡市 一般会計

(1) 歳入歳出予算の補正

(歳入)

補正予算案 説明書ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
6	(16) 国庫支出金 2. 国庫補助金	8. 港湾費国庫補助金	902,450	302,666	1,205,116
8	(18) 財産収入 1. 財産運用収入	2. 利子及び配当金	5,310	692	6,002

補正予算案（第4号）

(単位:千円)

説 明

1 港湾改修費補助金の追加	282,666
○社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく交付金	
ア 改修(特重)事業	49,000
イ 既存施設有効活用促進事業	58,666
ウ 住宅市街地総合整備事業	175,000
2 海岸事業費補助金の追加	20,000
○社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく交付金	
ア 海岸侵食対策事業	20,000

区 分	補正前の額	補正額	計
港湾改修費補助金	902,450	282,666	1,185,116
改修(特重)事業 (補助率 1/2)	165,000	49,000	214,000
既存施設有効活用促進事業 (補助率 1/3)	2,000	58,666	60,666
住宅市街地総合整備事業 (補助率 1/2・1/3)	735,450	175,000	910,450
海岸事業費補助金	-	20,000	20,000
海岸侵食対策事業 (補助率 1/2)	-	20,000	20,000
計	902,450	302,666	1,205,116

港湾整備事業基金から生じる利子収入の追加

区 分	補正前の額	補正額	計
港湾整備事業基金利子収入	4,012	692	4,704
その他の利子収入等(本補正外)	1,298	-	1,298
計	5,310	692	6,002

補正予算案 説明書ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
13	(23) 市債 1. 市債	9. 港湾債	2,095,000	456,000	2,551,000
その他の科目(本補正外)			1,812,604	—	1,812,604
合 計			4,815,364	759,358	5,574,722

説 明

1 港湾改修事業に充当する起債の追加	436,000
ア 改修(特重)事業	49,000
イ 既存施設有効活用促進事業	88,000
ウ 住宅市街地総合整備事業	175,000
エ 直轄工事費負担金	124,000
2 海岸事業に充当する起債の追加	20,000
ア 海岸侵食対策事業	20,000

区 分	補正前の額	補正額	計
港湾改修債	2,091,000	436,000	2,527,000
改修(特重)事業	148,000	49,000	197,000
既存施設有効活用促進事業	—	88,000	88,000
住宅市街地総合整備事業	636,000	175,000	811,000
直轄工事費負担金	1,237,000	124,000	1,361,000
その他の事業(本補正外)	70,000	—	70,000
海岸事業債	4,000	20,000	24,000
海岸侵食対策事業	—	20,000	20,000
その他の事業(本補正外)	4,000	—	4,000
計	2,095,000	456,000	2,551,000

(歳 出)

補正予算案 説明書ページ	款 ・ 項	目	補正前の額	補 正 額	計
4 4 ・ 4 5	(10) 港湾費 1. 港湾管理費	4. 港湾整備事 業基金積立 金	4,012	692	4,704
4 4 } 4 7	2. 港湾建設費	1. 港湾改修費	5,118,672	748,000	5,866,672

(単位:千円)

説 明																																																															
港湾整備事業基金利子収入積立金の追加																																																															
関連歳入 (18) 財産収入 港湾整備事業基金利子収入		692																																																													
※平成25年度末港湾整備事業基金残高見込み		333,444千円																																																													
1. 公共事業の追加			624,000																																																												
ア 改修(特重)事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ アイランドシティ地区幹線道路等整備 			98,000																																																												
イ 既存施設有効活用促進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 箱崎ふ頭地区道路照明灯改良設計 ・ 東浜ふ頭地区防舷材・車止め補修 ・ 須崎ふ頭地区道路改良、岸壁補修 			176,000																																																												
ウ 住宅市街地総合整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ アイランドシティ地区都市計画道路整備 			350,000																																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">補正前の額</th> <th style="width: 15%;">補正額</th> <th style="width: 30%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改修(特重)事業</td> <td style="text-align: right;">330,000</td> <td style="text-align: right;">98,000</td> <td style="text-align: right;">428,000</td> </tr> <tr> <td> アイランドシティ地区(幹線道路)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">70,000</td> <td style="text-align: right;">70,000</td> </tr> <tr> <td> アイランドシティ地区(準幹線道路)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">28,000</td> <td style="text-align: right;">28,000</td> </tr> <tr> <td> 中央ふ頭地区(臨港道路)</td> <td style="text-align: right;">330,000</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">330,000</td> </tr> <tr> <td>既存施設有効活用促進事業</td> <td style="text-align: right;">6,000</td> <td style="text-align: right;">176,000</td> <td style="text-align: right;">182,000</td> </tr> <tr> <td> 箱崎ふ頭地区(道路照明灯)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">2,000</td> <td style="text-align: right;">2,000</td> </tr> <tr> <td> 東浜ふ頭地区(防舷材・車止め)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">42,000</td> <td style="text-align: right;">42,000</td> </tr> <tr> <td> 須崎ふ頭地区(臨港道路)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">100,000</td> <td style="text-align: right;">100,000</td> </tr> <tr> <td> 須崎ふ頭地区(岸壁)</td> <td style="text-align: right;">6,000</td> <td style="text-align: right;">32,000</td> <td style="text-align: right;">38,000</td> </tr> <tr> <td>住宅市街地総合整備事業</td> <td style="text-align: right;">1,464,300</td> <td style="text-align: right;">350,000</td> <td style="text-align: right;">1,814,300</td> </tr> <tr> <td> アイランド西2号線</td> <td style="text-align: right;">1,401,000</td> <td style="text-align: right;">70,000</td> <td style="text-align: right;">1,471,000</td> </tr> <tr> <td> アイランド中央2号線</td> <td style="text-align: right;">14,000</td> <td style="text-align: right;">280,000</td> <td style="text-align: right;">294,000</td> </tr> <tr> <td> アイランドシティ地区(区画道路整備等)</td> <td style="text-align: right;">49,300</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">49,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">1,800,300</td> <td style="text-align: right;">624,000</td> <td style="text-align: right;">2,424,300</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	補正前の額	補正額	計	改修(特重)事業	330,000	98,000	428,000	アイランドシティ地区(幹線道路)	-	70,000	70,000	アイランドシティ地区(準幹線道路)	-	28,000	28,000	中央ふ頭地区(臨港道路)	330,000	-	330,000	既存施設有効活用促進事業	6,000	176,000	182,000	箱崎ふ頭地区(道路照明灯)	-	2,000	2,000	東浜ふ頭地区(防舷材・車止め)	-	42,000	42,000	須崎ふ頭地区(臨港道路)	-	100,000	100,000	須崎ふ頭地区(岸壁)	6,000	32,000	38,000	住宅市街地総合整備事業	1,464,300	350,000	1,814,300	アイランド西2号線	1,401,000	70,000	1,471,000	アイランド中央2号線	14,000	280,000	294,000	アイランドシティ地区(区画道路整備等)	49,300	-	49,300	計	1,800,300	624,000	2,424,300
区 分	補正前の額	補正額	計																																																												
改修(特重)事業	330,000	98,000	428,000																																																												
アイランドシティ地区(幹線道路)	-	70,000	70,000																																																												
アイランドシティ地区(準幹線道路)	-	28,000	28,000																																																												
中央ふ頭地区(臨港道路)	330,000	-	330,000																																																												
既存施設有効活用促進事業	6,000	176,000	182,000																																																												
箱崎ふ頭地区(道路照明灯)	-	2,000	2,000																																																												
東浜ふ頭地区(防舷材・車止め)	-	42,000	42,000																																																												
須崎ふ頭地区(臨港道路)	-	100,000	100,000																																																												
須崎ふ頭地区(岸壁)	6,000	32,000	38,000																																																												
住宅市街地総合整備事業	1,464,300	350,000	1,814,300																																																												
アイランド西2号線	1,401,000	70,000	1,471,000																																																												
アイランド中央2号線	14,000	280,000	294,000																																																												
アイランドシティ地区(区画道路整備等)	49,300	-	49,300																																																												
計	1,800,300	624,000	2,424,300																																																												
関連歳入 (16) 国庫支出金 港湾改修費補助金		282,666																																																													
(23) 市債 港湾改修債		312,000																																																													

(歳出)

補正予算案 説明書ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
44 └ 47	2. 港湾建設費	1. 港湾改修費			
		2. 海岸事業費	35,425	40,000	75,425
その他の科目(本補正外)			2,821,489	—	2,821,489
合計			7,979,598	788,692	8,768,290

(単位:千円)

説 明

2. 直轄工事費負担金の追加	124,000
・アイランドシティ地区岸壁前面泊地浚渫	70,000
・箱崎ふ頭地区岸壁改良	54,000

区 分	補正前の額	補正額	計
アイランドシティ地区岸壁前面泊地浚渫	270,000	70,000	340,000
箱崎ふ頭地区岸壁改良	268,200	54,000	322,200
須崎ふ頭地区中央航路浚渫	837,000	—	837,000
計	1,375,200	124,000	1,499,200

○事業費の内訳

区 分	補正前の額	補正額	計
アイランドシティ地区岸壁前面泊地浚渫	810,000	210,000	1,020,000
国 費(負担率2/3)	540,000	140,000	680,000
市負担金(負担率1/3)	270,000	70,000	340,000
箱崎ふ頭地区岸壁改良	596,000	120,000	716,000
国 費(負担率5.5/10)	327,800	66,000	393,800
市負担金(負担率4.5/10)	268,200	54,000	322,200
須崎ふ頭地区中央航路浚渫	1,860,000	—	1,860,000
国 費(負担率5.5/10)	1,023,000	—	1,023,000
市負担金(負担率4.5/10)	837,000	—	837,000

関連歳入

(23) 市債

港湾改修債

124,000

公共事業の追加	40,000
ア 海岸侵食対策事業	40,000
・西戸崎地区侵食対策	

区 分	補正前の額	補正額	計
海岸侵食対策事業	—	40,000	40,000

関連歳入

(16) 国庫支出金

海岸事業費補助金

20,000

(23) 市債

海岸事業債

20,000

(2) 繰越明許費の補正

補正予算案 説明書ページ	款	項	目	事業名
174 ・ 175	(10) 港湾費	2. 港湾建設費	1. 港湾改修費	港湾改修事業 (<ul style="list-style-type: none"> ・改修(特重)事業 ・既存施設有効活用促進事業 ・住宅市街地総合整備事業 ・直轄工事費負担金) 等
			2. 海岸事業費	海岸事業 (<ul style="list-style-type: none"> ・海岸侵食対策事業)

(単位:千円)

関係予算額	繰越額		説明
	補正前	補正後	
5,866,672	—	585,020	国庫補助の内示及び工期の都合により、年度内に完了しないため。
75,425	—	40,000	国庫補助の内示及び工期の都合により、年度内に完了しないため。

3 議案第 6 号 平成 25 年度福岡市港湾整備

(1) 歳入歳出予算の補正

(歳入)

補正予算案 説明書ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
93	(4) 財産収入				
	1. 財産運用収入	2. 利子及び配当金	100,002	17,848	117,850
	2. 財産売払収入	1. 不動産売払収入	13,715,316	△ 3,191,924	10,523,392
	(5) 繰越金				
	1. 繰越金	1. 繰越金	1	191,159	191,160

事業特別会計補正予算案（第3号）

(単位:千円)

説 明

1. 博多港開発株式会社出資金に対する配当金の減額 △ 1
2. 博多港ふ頭株式会社出資金に対する配当金の追加 17,849

区 分	補正前の額	補正額	計
利子及び配当金	100,002	17,848	117,850
港湾整備事業基金利子収入	100,000	—	100,000
博多港開発株式会社出資金配当金	1	△ 1	—
博多港ふ頭株式会社出資金配当金	1	17,849	17,850

土地売払収入の減額 △ 3,191,924

- ・アイランドシティ地区 △ 5,851,526
- ・香椎パークポート地区 2,640,762
- ・石城町地区 18,840

区 分	補正前の額	補正額	計
不動産売払収入	13,715,316	△3,191,924	10,523,392
アイランドシティ地区(みなとづくりエリア)	6,852,378	△2,624,578	4,227,800
アイランドシティ地区(まちづくりエリア)	6,787,698	△3,226,948	3,560,750
香椎パークポート地区	53,542	2,640,762	2,694,304
石城町地区	—	18,840	18,840
その他の地区(本補正外)	21,698	—	21,698

前年度繰越金の追加

(歳入)

補正予算案 説明書ページ	款・項	目	補正前の額	補正額	計
93	(7) 市債 1. 市債	1. 企業債	6,660,000	△ 1,182,000	5,478,000
その他の科目（本補正外）			3,343,141	—	3,343,141
合 計			23,818,460	△ 4,164,917	19,653,543

(単位:千円)

説 明

港湾整備事業に充当する起債の減額 Δ 1,182,000

1. 臨海土地整備事業に充当する起債の減額 Δ 959,000

2. 機能施設整備事業に充当する起債の減額 Δ 223,000

区 分	補正前の額	補正額	計
企業債	6,660,000	Δ 1,182,000	5,478,000
臨海土地整備事業債	4,179,000	Δ 959,000	3,220,000
機能施設整備事業債	793,000	Δ 223,000	570,000
資本費平準化債	1,688,000	—	1,688,000

(歳 出)

補正予算案 説明書ページ	款 ・ 項	目	補正前の額	補正額	計
94 ・ 95	(1) 総務費 1. 総務管理費	3. 港湾整備事業基金積立金	9,435,843	△2,654,612	6,781,231
	(2) 事業費 1. 臨海土地整備事業費	1. 臨海土地整備事業費	4,700,762	△ 1,159,713	3,541,049
	2. 機能施設整備事業費	1. 機能施設整備事業費	924,551	△ 230,475	694,076

(単位:千円)

説 明

1. 港湾整備事業基金積立金の減額 △ 3,244,503

区 分	補正前の額	補正額	計
基金積立金(剰余金分)	9,335,843	△ 3,244,503	6,091,340

※平成25年度末港湾整備事業基金残高見込み 16,829,592千円

2. 立地交付金繰出金の追加 589,891

区 分	補正前の額	補正額	計
立地交付金繰出金	—	589,891	589,891

1. アイランドシティ整備事業の減額 △ 959,709

区 分	補正前の額	補正額	計
建設費・事務費等	4,299,775	△ 959,709	3,340,066

関連歳入 (7) 市債 臨海土地整備事業債	△ 959,000
-----------------------------	-----------

2. 香椎パークポート整備事業の減額 △ 200,004

区 分	補正前の額	補正額	計
香椎パークポート整備事業	237,787	△ 200,004	37,783
建設費・事務費等	49,787	△ 12,004	37,783
立地交付金繰出金	188,000	△ 188,000	—

1. アイランドシティ整備事業の減額 △ 230,475

区 分	補正前の額	補正額	計
アイランドシティ整備事業	807,130	△ 230,475	576,655
ふ頭用地造成	797,840	△ 230,475	567,365
その他の事業(本補正外)	9,290	—	9,290

関連歳入 (7) 市債 機能施設整備事業債	△ 223,000
-----------------------------	-----------

(歳 出)

補正予算案 説明書ページ	款 ・ 項	目	補正前の額	補 正 額	計
96 ・ 97	(3) 公債費	1. 元金	6,812,156	△ 31,475	6,780,681
	1. 公債費	2. 利子	1,038,186	△ 88,642	949,544
その他の科目 (本補正外)			906,962	—	906,962
合 計			23,818,460	△4,164,917	19,653,543

(単位:千円)

説 明

長期債元金償還金の減額

1. 長期債利子の減額 △ 81,977

区 分	補正前の額	補正額	計
長期債利子	1,026,818	△ 81,977	944,841

2. 長期債割引料の減額 △ 6,665

区 分	補正前の額	補正額	計
長期債割引料	11,368	△ 6,665	4,703

(2) 繰越明許費の補正

補正予算案 説明書ページ	款	項	目	事業名
176 ・ 177	(2) 事業費	1. 臨海土地整備事業費	1. 臨海土地整備事業費	臨海土地整備事業
		2. 機能施設整備事業費	1. 機能施設整備事業費	機能施設整備事業

(単位:千円)

関係予算額	繰越額		繰越事由
	修正前	修正後	
3,541,049	—	277,895	工期の都合により年度内に完了しないため。
567,365	—	56,291	工期の都合により年度内に完了しないため。

○条例議案

4. 議案第19号 博多港港湾施設管理条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

この条例案を提出したのは、港湾運営会社制度の導入に伴い、港湾施設の利用許可に関する規定等について、所要の改正を行うとともに、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、港湾施設の使用料の額を改める必要がある。

2 新旧対照表

(1) 港湾運営会社制度の導入に伴うもの

(下線は改正箇所)

現 行	改 正 案
<p>(利用の許可)</p> <p>第3条 港湾施設(第16条の2第1項に規定する緑地を除く。以下この章において同じ。)を利用しようとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、<u>港湾法第54条の3第2項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)</u>が当該認定に係る<u>特定埠頭の運営の事業(以下「特定埠頭運営事業」という。)</u>を実施するために利用する場合及び<u>認定事業者が特定埠頭運営事業を実施するに当たつて認定事業者以外の者が利用する場合</u>については、適用しない。</p> <p>(物件の搬出又は撤去)</p> <p>第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する物件については、許可利用者に対しその搬出又は撤去を命じることができる。</p> <p>(1) 港湾施設に放置したもの</p> <p>(2) 許可又は承認を得ないで蔵置又は設置したもの</p> <p>(3) その他公益上又は管理上市長が不適当と認めたもの</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第3条 港湾施設(第16条の2第1項に規定する緑地を除く。以下この章において同じ。)を利用しようとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、<u>港湾法第43条の11第6項の規定により国際拠点港湾における埠頭群を運営する者として指定を受けた者(以下「港湾運営会社」という。)</u>が運営する埠頭群を構成する<u>港湾施設</u>については、適用しない。</p> <p>(物件の搬出又は撤去)</p> <p>第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する物件については、許可利用者に対しその搬出又は撤去を命じることができる。</p> <p>(1) 港湾施設に放置したもの</p> <p>(2) 許可又は承認を得ないで蔵置又は設置したもの</p> <p>(3) その他公益上又は管理上市長が不適当と認めたもの</p>

<p>2 前項の規定は、<u>認定事業者が特定埠頭運営事業を実施するために利用する場合及び認定事業者が特定埠頭運営事業を実施するに当たつて認定事業者以外の者が利用する場合について</u>準用する。</p>	<p>2 前項の規定は、<u>港湾運営会社が埠頭群の運営の事業を実施するために利用する場合及び港湾運営会社が当該事業を実施するに当たつて港湾運営会社以外の者が利用する場合について</u>準用する。</p>
--	--

(2) 消費税法及び地方税法の一部改正に伴うもの

(下線は改正箇所)

現 行	改 正 案
<p>(使用料の徴収) 第9条 許可利用者からは、別表第1に定める額（当該港湾施設の利用が消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により消費税が課税されるものである場合については、同表に定める額<u>に100分の105</u>を乗じて得た額）の使用料（国有港湾施設に係る港湾法第44条第1項の料金を含む。第24条及び第25条第1項を除き、以下同じ。）を徴収する。</p>	<p>(使用料の徴収) 第9条 許可利用者からは、別表第1に定める額（当該港湾施設の利用が消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により消費税が課税されるものである場合については、同表に定める額<u>に100分の108</u>を乗じて得た額）の使用料（国有港湾施設に係る港湾法第44条第1項の料金を含む。第24条及び第25条第1項を除き、以下同じ。）を徴収する。</p>
<p>(目的外使用の使用料) 第24条 別表第2に掲げる港湾施設として公共用に供している行政財産を地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により使用させる場合は、同表に掲げる額（当該使用が消費税法の規定により消費税が課税されるものである場合については、同表に掲げる額<u>に100分の105</u>を乗じて得た額）の使用料を徴収する。</p>	<p>(目的外使用の使用料) 第24条 別表第2に掲げる港湾施設として公共用に供している行政財産を地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により使用させる場合は、同表に掲げる額（当該使用が消費税法の規定により消費税が課税されるものである場合については、同表に掲げる額<u>に100分の108</u>を乗じて得た額）の使用料を徴収する。</p>

3 施行期日

平成26年4月1日から施行する。

4 経過措置

この条例の施行の日前から引き続き港湾施設を利用する場合における使用料(岸壁及び物揚場並びに浮さん橋の利用に係るものに限る。)の額の算定については、この条例による改正後の博多港港湾施設管理条例第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5. 議案第20号 博多港国際ターミナル条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

この条例案を提出したのは、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、博多港国際ターミナルの利用料金の上限額を改める必要がある。

2 新旧対照表

(下線は改正箇所)

現 行	改 正 案
別表第1 備考 1 ターミナルの施設(一般用駐車場を除く。)の利用が消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により消費税が課税されるものである場合においては、上記の額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額とする。	別表第1 備考 1 ターミナルの施設(一般用駐車場を除く。)の利用が消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により消費税が課税されるものである場合においては、上記の額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。
別表第2 備考 ターミナルの一部の占有が消費税法の規定により消費税が課税されるものである場合においては、上記の額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額とする。	別表第2 備考 ターミナルの一部の占有が消費税法の規定により消費税が課税されるものである場合においては、上記の額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。

3 施行期日

平成26年4月1日から施行する。

6. 議案第21号 博多港入港料条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

この条例案を提出したのは、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、入港料の額を改める必要がある。

2 新旧対照表

(下線は改正箇所)

現 行	改 正 案
<p>(入港料の徴収)</p> <p>第2条 博多港（法第33条第2項において準用する法第9条第1項の規定に基づき公告した港湾区域をいう。以下同じ。）に入港する船舶の運航者（自己のために船舶を運航の用に供する者をいう。以下同じ。）又はその代理人は、この条例の定めるところにより入港料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の入港料は、次の各号に掲げる船舶の区分に従い、当該各号に定める料率により算定して得た額とする。</p> <p>(1) 外航船舶（国内の港と国内以外の地域の港を往来する船舶をいう。以下同じ。）1回の入港について総トン数1トンまでごとに2円60銭</p> <p>(2) 内航船舶（外航船舶以外の船舶をいう。以下同じ。）1回の入港について総トン数1トンまでごとに2円60銭に<u>100分の105</u>を乗じて得た額</p>	<p>(入港料の徴収)</p> <p>第2条 博多港（法第33条第2項において準用する法第9条第1項の規定に基づき公告した港湾区域をいう。以下同じ。）に入港する船舶の運航者（自己のために船舶を運航の用に供する者をいう。以下同じ。）又はその代理人は、この条例の定めるところにより入港料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の入港料は、次の各号に掲げる船舶の区分に従い、当該各号に定める料率により算定して得た額とする。</p> <p>(1) 外航船舶（国内の港と国内以外の地域の港を往来する船舶をいう。以下同じ。）1回の入港について総トン数1トンまでごとに2円60銭</p> <p>(2) 内航船舶（外航船舶以外の船舶をいう。以下同じ。）1回の入港について総トン数1トンまでごとに2円60銭に<u>100分の108</u>を乗じて得た額</p>

3 施行期日

平成26年4月1日から施行する。

4 適用区分

この条例による改正後の博多港入港料条例第2条第2項第2号の規定は、この条例の施行の日以後の入港に係る入港料について適用し、同日前の入港に係る入港料については、なお従前の例による。

7. 議案第22号 福岡市営渡船条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

この条例案を提出したのは、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、渡船の運賃の額等を改める必要がある。

2 新旧対照表

(下線は改正箇所)

現 行			改 正 案		
別表第1 1 普通乗船運賃 (単位：円)			別表第1 1 普通乗船運賃 (単位：円)		
区分	大人	小児	区分	大人	小児
単位	1人片道	1人片道	単位	1人片道	1人片道
博多－西戸崎	<u>430</u>	220	博多－西戸崎	<u>440</u>	220
博多－大岳	<u>520</u>	<u>260</u>	博多－大岳	<u>530</u>	<u>270</u>
博多－志賀	<u>650</u>	<u>330</u>	博多－志賀	<u>670</u>	<u>340</u>
西戸崎－大岳	90	50	西戸崎－大岳	90	50
西戸崎－志賀	<u>220</u>	<u>110</u>	西戸崎－志賀	<u>230</u>	<u>120</u>
大岳－志賀	130	70	大岳－志賀	130	70
能古－姪浜	<u>220</u>	<u>110</u>	能古－姪浜	<u>230</u>	<u>120</u>
玄界－博多	<u>840</u>	<u>420</u>	玄界－博多	<u>860</u>	<u>430</u>
小呂－姪浜	<u>1710</u>	<u>860</u>	小呂－姪浜	<u>1760</u>	<u>880</u>
(省略)			(省略)		
別表第3			別表第3		
種別	使用料		種別	使用料	
浮さん橋	1 けい船料 けい留4時間までごとに 総トン数50トンまで <u>60円</u> 総トン数50トンを超えるときは、 総トン数50トンを増すごとに <u>60円</u> を加算する。		浮さん橋	1 けい船料 けい留4時間までごとに 総トン数50トンまで <u>62円</u> 総トン数50トンを超えるときは、 総トン数50トンを増すごとに <u>62円</u> を加算する。	

(下線は改正箇所)

現 行		改 正 案	
浮さん橋	<p>2 通過料</p> <p>(1) 人</p> <p>ア 大人 1人1回につき <u>23円</u></p> <p>イ 小児 1人1回につき <u>11円</u></p> <p>(2) 貨物</p> <p>重量60キログラムまで又は容積0.6立方メートルまで 1個につき <u>23円</u></p> <p>重量60キログラム又は容積0.6立方メートルを超えるときは、重量60キログラム又は容積0.6立方メートルを増すごとに<u>11円</u>を加算する。</p> <p>(3) 家畜類 1頭につき <u>46円</u></p>	浮さん橋	<p>2 通過料</p> <p>(1) 人</p> <p>ア 大人 1人1回につき <u>24円</u></p> <p>イ 小児 1人1回につき <u>12円</u></p> <p>(2) 貨物</p> <p>重量60キログラムまで又は容積0.6立方メートルまで 1個につき <u>24円</u></p> <p>重量60キログラム又は容積0.6立方メートルを超えるときは、重量60キログラム又は容積0.6立方メートルを増すごとに<u>12円</u>を加算する。</p> <p>(3) 家畜類 1頭につき <u>47円</u></p>
旅客待合所	<p>1 物件の設置等により旅客待合所の一部を占有する場合の占有料</p> <p>1月1平方メートルまでごとに<u>930円</u></p> <p>ただし、1月未満の日数については15日までは1月分の半額、15日を超えるときは1月分とする。</p> <p>2 広告を掲出する場合の占有料</p> <p>1月1枚ごとに<u>3,000円</u>以内においてその大きさに応じて規則で定める額</p> <p>ただし、1月未満の日数については1月分とする。</p>	旅客待合所	<p>1 物件の設置等により旅客待合所の一部を占有する場合の占有料</p> <p>1月1平方メートルまでごとに<u>960円</u></p> <p>ただし、1月未満の日数については15日までは1月分の半額、15日を超えるときは1月分とする。</p> <p>2 広告を掲出する場合の占有料</p> <p>1月1枚ごとに<u>3,090円</u>以内においてその大きさに応じて規則で定める額</p> <p>ただし、1月未満の日数については1月分とする。</p>
船舶	<p>広告を掲出する場合の占有料</p> <p>1月1枚ごとに<u>1,500円</u>以内においてその大きさに応じて規則で定める額</p> <p>ただし、1月未満の日数については1月分とする。</p>	船舶	<p>広告を掲出する場合の占有料</p> <p>1月1枚ごとに<u>1,540円</u>以内においてその大きさに応じて規則で定める額</p> <p>ただし、1月未満の日数については1月分とする。</p>

3 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

4 経過措置

この条例の施行の日前に既に発行された普通乗船運賃に係る回数券及び定期乗船運賃に係る定期券については、この条例による改正後の福岡市営渡船条例の規定にかかわらず、なお従前の例により使用することができる。

○一般議案

8. 議案第34号 港湾施設の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

1 議案提出の理由

本件は、港湾施設の管理のかしにより発生した事故による損害賠償の額を決定する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

2 事故の概要

平成25年12月20日午前7時20分頃、市内東区箱崎ふ頭六丁目3番1所在の野積場付近にある臨港道路上のガードレールに設置されていた看板が、当該看板を固定する部分が老朽化していたため、強風により飛ばされ、当該野積場付近を走行中の相手方〇〇〇〇氏所有の普通乗用自動車に接触し、当該車両が破損して損害が生じたものである。

(損害賠償の相手方及び損害賠償額)

損害賠償の相手方	損害賠償額
※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	345,150円

港湾施設の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

港湾施設の管理のかしにより発生した事故による損害賠償の額を決定する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるもの。

(1) 損害賠償の相手方及び損害賠償額

- 住所 ※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。
- 氏名 ※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。
- 損害賠償額 345,150円

(2) 事故の概要

- 事故発生日時 平成25年12月20日 午前7時20分ごろ
- 事故発生場所 市内東区箱崎ふ頭六丁目3番1付近の臨港道路
- 事故の状況 市内東区箱崎ふ頭六丁目3番1所在の野積場付近にある臨港道路上のガードレールに設置されていた看板が、当該看板を固定する部分が老朽化していたため、強風により飛ばされ、当該野積場付近を走行中の相手方〇〇〇氏所有の普通乗用自動車に接触し、当該車両が破損して損害が生じたもの。
- 損傷の程度 相手方所有普通乗用自動車の左側面のドア、フェンダー、タイヤ等の破損

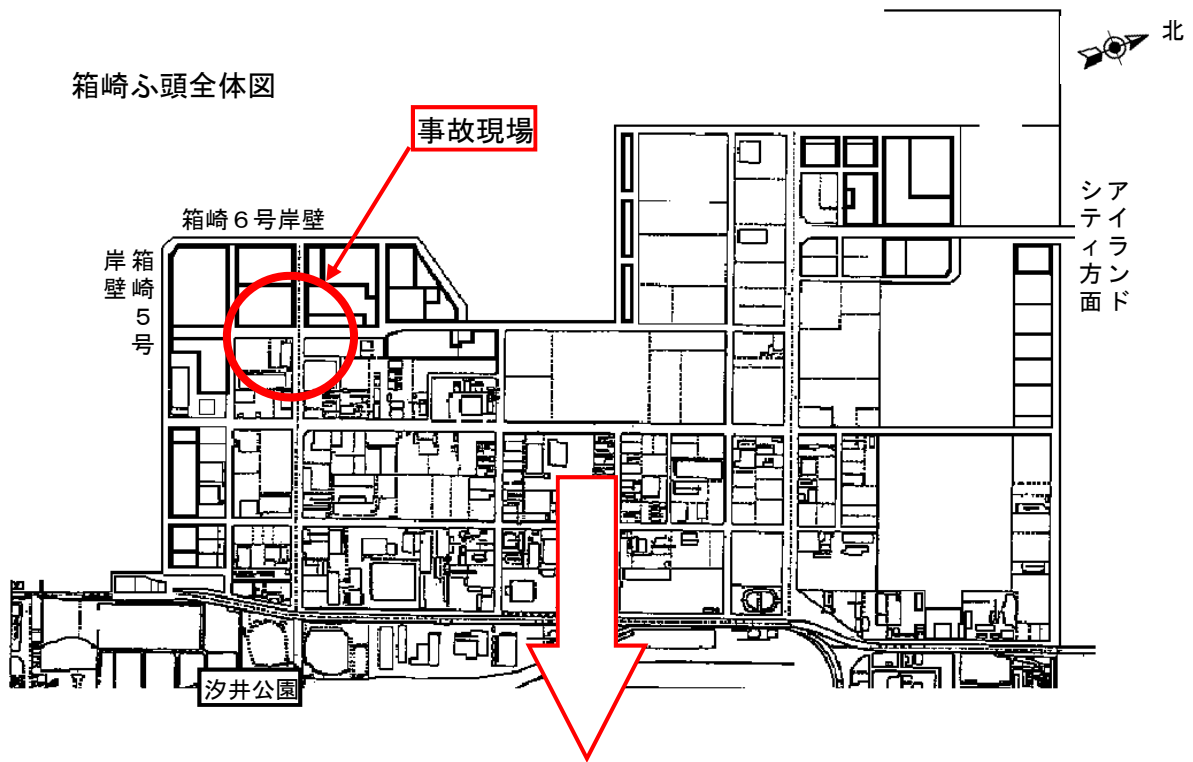
(3) 損害賠償額の支払い

本市が被保険者であり、全国市長会が締結する「全国市長会市民総合賠償補償保険契約」の適用により、保険金にて支払う。

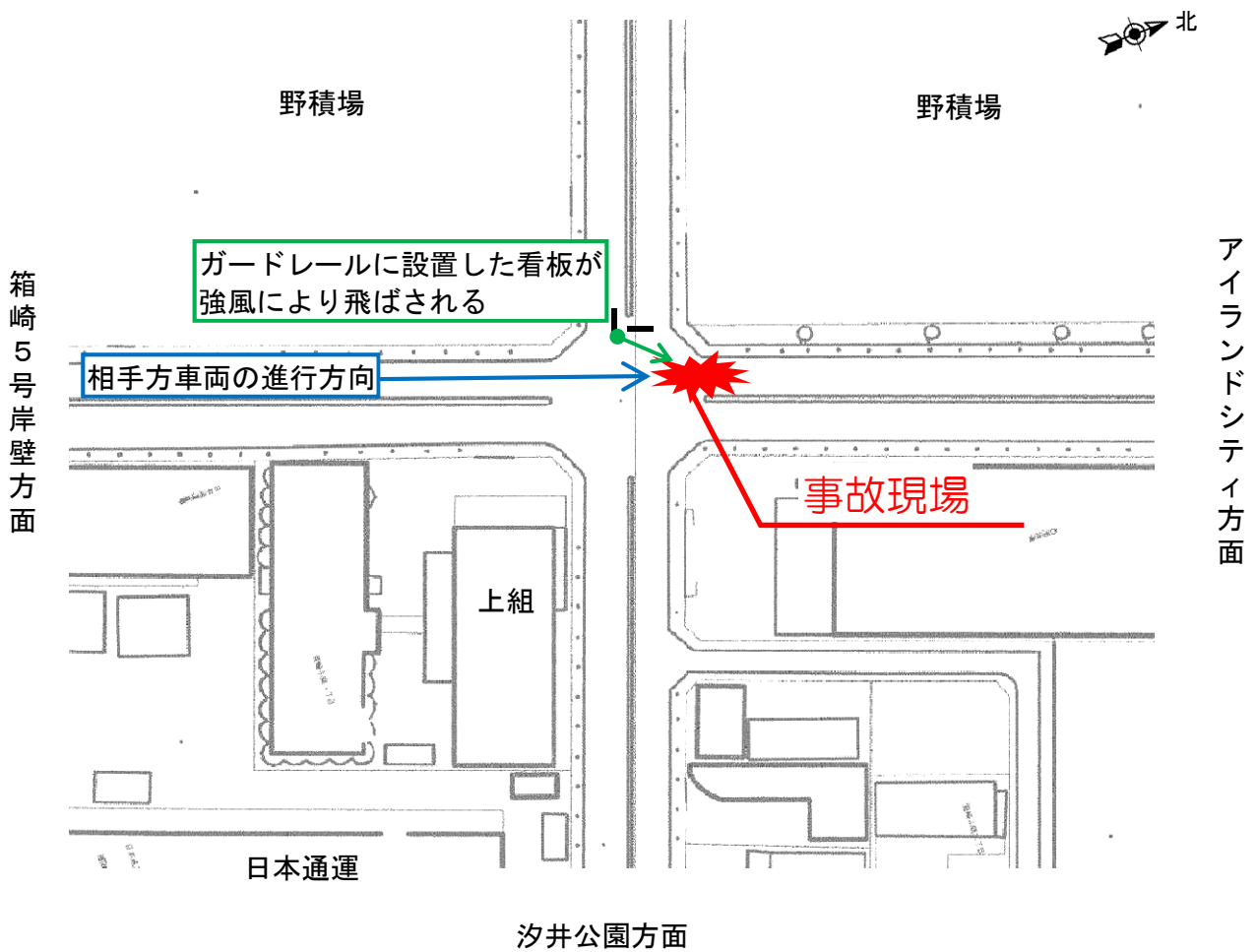
<今後の対応について>

事故を受けて平成25年12月25日に港湾施設内の看板及び標識の緊急点検を行った。今後は、港湾施設内のさらなる安全の確保に努めるもの。

位置図及び事故の状況



箱崎6号岸壁方面



看板が設置されていたガードレール
当該看板を固定している部分が老朽化していたため、
強風により飛ばされた。



強風により飛ばされた看板
縦90cm横60cm



参考

強風により飛ばされた看板と同様の看板の
設置状況



相手方〇〇〇〇氏所有
普通乗用自動車



被害部分拡大写真
左前方ドア下部に損傷

被害部分拡大
左前方タイヤ部分に損傷あり



被害部分拡大
左後方ドア下部及びタイヤ部分に損傷あり

